研修受講 報告書

平成 21 年 2 月 17 日
市民クラブ　田口　章

日　時：平成 21年 2 月 14 日（土）～15 日（日）
場　所：東京都渋谷区
内　容：第 11 期　自治政策特別講座　「世界的不況と自治体財政－予算審議で問われる議会の責務」
報告事項：下記

【第 1 講義】
　○テーマ　「財政健全化法におけるチェックポイントと財政運営」
　○講　師　兼村　高文　明治大学大学院教授

1．金融危機下の地方財政
- 世界的な金融バブルによって、「数京円」もの実態のないおカネが動いていた。
- これに対し、数十兆円程度の財政出動を行っても、景気は回復できない。
- 地方財政は「地場産業による商品の生産」が基本になる。
- 地域資源をいかに商品として再生産できるかを考えるべき。

2．財政健全化法について
- 4 指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）と「資金不足比率」で　自治体の財政をチェックするのは議会の基本。監査委員の役割も大きい。
- 公会計改革と連動できていないのが課題。今後は「債務調整（貸し手責任）」が議論になる。

3．決算との比較
- 予算だけでなく、決算をしっかりチェックすべき。
- 決算カードの作成に使う「決算状況調査票」で内容を調べること。
  「公債費」の推移や、「扶助費」の中でも「生活保護費」の推移、「物件費」の中の、アウトソーシングによって　見えにくくなっている「人件費」、「教育費」の中の「人件費」や「建設費」
- 決算カードでは、「経常収支比率」、「債務負担行為」、「徴収率」の経年変化をチェックする。
- 総務省 HP「財政状況等一覧表」で 3 セクの経営状況まで公開しているので、それを使ったチェックも必要。

【第 2 講義】
　○テーマ　「農業政策の終焉と自治体の役割－農業と地方財政」
　○講　師　石原　健二　元立教大学教授

1．農業政策の変遷
- 農業政策のスタートは 1930 年代に行われた「農村経済更生運動（生産性向上による近代化）」。
- 1950 年代から「農地造成」、「食糧対策」を展開。
- 高度成長期からは、貿易黒字解消の一環で食糧の輸入を推進。並行して生産調整によるコメの価格補償政策を推進。
- 92 年に、助成対象を「集落」から「個人（認定農業者）」へ転換。
- 2000 年頃まで、日本の農業政策は「コメ」と「農地」に収斂してきたが、その後、方向性を失った。
- 産業構造変化や後継者難の中、農家も農業を守ろうと考えていない。
- 「日本の農業はダメじゃない」というところから再スタートしなければならない。

2．公共事業の課題
- 1990 年、日米構造協議による「公共投資基本計画」で、農業生産基盤整備・農村整備・土地改良施設管理を、地方債適債事業にした。
- 1993 年、ＧＡＴＴ　ウルグアイラウンド農業合意により、公共事業を拡大し、補正予算で増額を図り、農道や農業集落排水などの整備を行った。
- 当然、地方負担分があるため、この頃からの負担が大きくなっている。

3．農家の現状
- 「販売農家（50 万円以上、30a 以上）」中心の指標への転換により、統計数値から自給的農家の実態がわからなくなった。（農家数 470 万戸、販売農家 170 万戸、自給的農家 300 万戸という）
- 販売農家にあっても、2006 年で、主業農家（収入の半分以上が農業所得で、65 歳未満・年間 60 日以上の農業従事者のいる農家）は、全国で 40.5 万戸に過ぎず、準主業農家（農業所得が 50%以下）が 44.7 万戸、副業的農家（65 歳未満・年間 60 日以上の農業従事者のいない農家＝跡取がいない）が 102.9 万戸。
- とりわけ、コメを扱う主業農家は 8.5%しかいない。

4．地方自治体の農業政策
- 県の農業関係予算は、7 割が農地費、3 割が農業費。政策的費用はわずか 7.5%に過ぎない。
- 町村においても、政策的費用はわずか 9.4%。
- 国の補助金も減額。
- 単独事業として、独自性のある政策を打ち出せるかが課題。

【第 3 講義】
○テーマ 「地方財政改革をどう進めるか」
○講 師 齊藤 慎 大阪大学大学院教授（日本地方財政学会理事長）

1．地方財政改革と予算
- 財政悪化の中であっても、財政規律の維持が必要。一方、公務員の「行革疲れ」をどうするか。
- 公会計改革によるチェック（発生主義による見えにくいコストの把握。資産や債務の見える化）や、NPM を使った財政改善の推進が必要。
- PFI は現在 300 件程度実施。NG は 3 件程度。10%程度の効率化効果のほか、初期投資が不要なため起債負担の解消につながる効果もある。
- 指定管理者は、収入増 2.5%、支出減 1.4%と大きな成果は出ていない。
- いずれにしてもモニタリングが大切。
- 地方財政を支える主たる財源は地方税。必要額を徴収できない今の仕組みはおかしい。
- 現在の「非常時」においては、ガチガチに財政規律を求めてよいものかどうか、判断が難しい面もある。
- 行政は、雇用、住居、就労支援教育、金融支援など、必要な対策は打たねばならない。
- 住民相互の助け合いのサポートをする仕組みづくりが必要ではないか。

【第 4 講義】
○テーマ 「政府の地方財政対策と 2009 年予算書の読み方のポイント」
○講 師 町田 俊彦 専修大学教授

1．2009 年予算審議のポイント
- 当初予算の比較だけでなく、最終補正予算との比較を行うべし。甘さがないかチェックすること。
- 歳入では、とりわけ税収見込みの算定、考え方をチェック。臨時財政対策債を安易に発行していないか。交付税措置されるといっても、国の財政も厳しく、所詮はドンブリ勘定であてにしてはいけない。
- 歳出では、独自に大きな景気対策を行うことは危険であり、生活重視、内需拡大への「質的転換」が求められる。
- こうした中で、市単独事業の特徴が出せているかをチェックする。
  （例）不安定雇用を繰り返さないための「職業訓練の拡充」、その期間の「生活・住居保障」
  公立病院の再生と医療ネットワーク
  福祉関連職員の待遇改善につながるような助成施策
  新設ではなく、「安全・環境」に配慮した既存社会資本の修復と有効活用
  産業構造転換、新産業政策
- 予算チェックは今からでは遅い。来年度は当局のペースにあわせて進めること。

2．国の予算の見かた
- 政府の財政見通しは実質 GDP 0%、個人消費＋0.4%など楽観的すぎる。日銀は GDP▲2%と見ている。
- 歳入では、国債発行を押さえたいがために、税収を強気に見込んでいる。年金の国庫負担引き上げのため、埋蔵金もあてにしている。
- 歳出では、地方交付税交付金を 1 兆円弱（9712 億円）特別会計に入れるが、地方へまわるのは全てではない。生活保護費は 4.6%増を見込んでいるが足りないのではないか。

【第 5 講義】
○テーマ 「地方債の動向と自治体財政－地域経済対策、地域金融」
○講 師 今井 勝人 武蔵大学教授

1．地方債の動向
- 市場公募債が多様化している。財政力の弱いところでは「共同発行」が増え、「住民参加型」も年々増加している。
- 民間からの資金調達が増加。（H5 30.8%⇒ H18 62.3%）

2．地域経済対策
- 公共事業中心の景気対策には限界。バブルのときは公共事業よりも中国の発展に助けられた。
- 財政支出を行う場合、従来の公共事業では効果はない。
- 国県に頼らない独自の政策が求められる。合併による規模のメリットを活かすべき。
- 福祉分野などへの投資を考えるべきではないか。

3．財政健全化と地方債
- 財政健全化法の 4＋1 指標を活用すべき。「病院事業と観光事業を一緒に見るべきではない」との意見もあるが、「経営をチェックする」という意味では同じであり、必要。
- 今後は 4+1 指標の経年変化もチェックすべき。

以上